

質疑回答

件名：自動販売機設置に係る市有財産貸付（金沢市役所第一本庁舎 おむつ自動販売機）		
	質 問	回 答
1	商品の販売価格の設定ですが、市場価格でよろしいでしょうか？ 価格基準を統一していただきたい。	市場価格を超える価格での販売や市場価格より極端に低い価格での販売は不可としますが、販売価格については自動販売機設置業者の判断でお願いします。
2	おむつ自動販売機とありますが、清涼飲料とおむつなどを1台で販売するということでしょうか？おむつ専用販売機を別に1台併設でも可能でしょうか？	清涼飲料水とおむつ等を1台で販売するものです。
3	おむつやおしりふきについては、清涼飲料と同じく販売手数料のお支払はできませんが 提示した手数料率は、飲料のみの認識でよろしいでしょうか？	飲料、おむつ及びおしりふきの販売合計額に対する手数料率になります。
4	本公募条件は、一般公共入札の原則である「公平性」「公正性」「機会均等」に適合しないと考えます。	おむつ等自動販売機の設置は本市の子育て推進に係る施策として行うものです。おむつ等自動販売機の設置可能な事業者については、複数、存在する可能性があるため、一般競争入札にて選考を行います。